

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年12月17日(2020.12.17)

【公表番号】特表2020-508992(P2020-508992A)

【公表日】令和2年3月26日(2020.3.26)

【年通号数】公開・登録公報2020-012

【出願番号】特願2019-544845(P2019-544845)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/05	(2006.01)
A 6 1 P	17/10	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2017.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	8/34	(2006.01)
A 6 1 K	8/89	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/05
A 6 1 P	17/10
A 6 1 K	9/08
A 6 1 K	47/34
A 6 1 K	47/10
A 6 1 K	8/34
A 6 1 K	8/89
A 6 1 Q	19/00

【手続補正書】

【提出日】令和2年11月9日(2020.11.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

カンナビノイドおよびシロキサンを含む医薬組成物であって、前記カンナビノイドが前記組成物中に溶解している、医薬組成物。

【請求項2】

前記カンナビノイドがカンナビジオールである、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

局所適用向けである、請求項1または2に記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記シロキサンが、

a) 2個または3個のケイ素原子を含有する、

b) イソブロピルアルコールの揮発性レベルとほぼ同じ揮発性レベルを有する、および  
/または

c) ヘキサメチルジシロキサン、オクタメチルトリシロキサンおよびそれらの組合せからなる群から選択される、請求項1～3のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項5】

残留溶媒をさらに含む、請求項1～4のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項6】

前記残留溶媒が、アルキルポリプロピレンジリコール／ポリエチレンジリコールエーテル（アルキルPEG／PPGエーテル）および／または脂肪族アルコールからなる群から選択される、請求項5に記載の医薬組成物。

【請求項7】

前記アルキルPEG／PPGエーテルが、

a) 10～50の間のPG単位のPEG/PPG鎖長、および2～20個の間の炭素のエーテル構成成分を有しており、前記PG単位と前記エーテル構成成分の前記炭素の合計が20～60の間である、

b) 24時間にわたり、5%未満が皮膚の温度で蒸発するような、低揮発性を有する、

c) 約30またはそれ未満で液体である、および／または

d) ステアリルアルコールおよびブチルアルコールのポリプロピレンジリコールエーテルからなる群から選択される、

請求項6に記載の医薬組成物。

【請求項8】

アルキルPEG／PPGエーテルの相対量が、

a) 以下の群：少なくとも1%w/w、少なくとも2%w/w、少なくとも3%w/w、少なくとも4%w/w、少なくとも5%w/wから選択される、および／または

b) 最大濃度50%w/wである、または

c) 最大濃度80%w/wである、

請求項6に記載の医薬組成物。

【請求項9】

前記脂肪族アルコールが、

a) 24時間にわたり、5%未満が皮膚の温度で蒸発するような、低揮発性を有する、

b) C<sub>12</sub>～<sub>22</sub>脂肪族アルコールである、および／または

c) 約30またはそれ未満で液体である、

請求項6に記載の医薬組成物。

【請求項10】

前記脂肪族アルコールが、オレイルアルコール、イソステアリルアルコール、オクチルドデシルアルコールおよび2-ヘキシリデシルアルコールからなる群から選択される、請求項9に記載の医薬組成物。

【請求項11】

低分子量アルコールをさらに含む、請求項1～10のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項12】

前記低分子量アルコールが、

i) 周囲温度において液体である、

ii) イソプロピルアルコールの揮発性レベルとほぼ同じ揮発性レベルを有する、および／または

iii) C<sub>2</sub>～<sub>6</sub>アルコールおよびその組合せからなる群から選択される、または

iv) C<sub>2</sub>～<sub>4</sub>アルコールおよびその組合せからなる群から選択される、

請求項11に記載の医薬組成物。

【請求項13】

前記アルコールが、エチルアルコール、n-プロパノール、イソプロピルアルコールおよびそれらの組合せからなる群から選択される、請求項12に記載の医薬組成物。

【請求項14】

局所用組成物中のカンナビノイドの濃度が、少なくとも2%w/w、少なくとも3%w/w、少なくとも4%w/w、少なくとも5%w/w、少なくとも6%w/w、少なくとも7%w/w、少なくとも8%w/w、少なくとも9%w/w、少なくとも10%w/w

、少なくとも 1 1 % w / w、少なくとも 1 2 % w / w、少なくとも 1 3 % w / w、少なくとも 1 4 % w / w、および少なくとも 1 5 % w / w からなる群から選択されることを特徴とする、請求項 1 ~ 1 3 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 1 5】

局所用組成物中のカンナビノイドの濃度が、少なくとも 2 0 % w / w、少なくとも 3 0 % w / w、少なくとも 4 0 % w / w、少なくとも 5 0 % w / w、少なくとも 6 0 % w / w、少なくとも 7 0 % w / w、少なくとも 8 0 % w / w、少なくとも 9 0 % w / w、少なくとも 9 5 % w / w、および少なくとも 9 9 % w / w からなる群から選択されることを特徴とする、請求項 1 ~ 1 4 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 1 6】

ざ瘡の処置を必要とする患者において、ざ瘡を処置または予防するための、請求項 1 ~ 1 5 のいずれか一項に記載の医薬組成物であって、前記医薬組成物が局所投与されることを特徴とする、医薬組成物。

【請求項 1 7】

ざ瘡の予防または処置を必要とする患者におけるざ瘡を予防または処置するための請求項 1 ~ 1 6 のいずれか一項に記載の医薬組成物の製造のためのカンナビノイドおよびシロキサンの使用。

【請求項 1 8】

ざ瘡の予防または処置のための、請求項 1 ~ 1 6 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 1 9】

ざ瘡の予防または処置を必要とする患者において、ざ瘡を予防または処置するための、カンナビノイドおよびシロキサンを含む組成物。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 3 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 3 0 2】

前述の実施例から、本発明によるカンナビジオールなどのカンナビノイドを使用すると、表皮および真皮に多量のカンナビジオールが送達され得ること、ならびにざ瘡を処置するおよび / または治癒を改善するために使用することができることが期待される。一般に、本発明による処置によって、治癒期間の短縮がもたらされるであろう。

本発明は、例えば、以下の項目を提供する。

(項目 1)

カンナビノイドおよびシロキサンを含む医薬組成物であって、前記カンナビノイドが前記組成物中に溶解している、医薬組成物。

(項目 2)

前記カンナビノイドがカンナビジオールである、項目 1 に記載の医薬組成物。

(項目 3)

局所適用向けである、項目 1 または 2 に記載の医薬組成物。

(項目 4)

前記シロキサンが、

a ) 2 個または 3 個のケイ素原子を含有する、

b ) イソプロピルアルコールの揮発性レベルとほぼ同じ揮発性レベルを有する、および / または

c ) ヘキサメチルジシロキサン、オクタメチルトリシロキサンおよびそれらの組合せからなる群から選択される、

前記項目のいずれか一項に記載の医薬組成物。

(項目 5)

残留溶媒をさらに含む、前記項目のいずれか一項に記載の医薬組成物。

(項目 6)

前記残留溶媒が、アルキルポリプロピレングリコール／ポリエチレングリコールエーテル(アルキルPEG／PPGエーテル)および／または脂肪族アルコールからなる群から選択される、項目5に記載の医薬組成物。

(項目 7)

前記アルキルPEG／PPGエーテルが、

a) 10～50の間のPG単位のPEG/PPG鎖長、および2～20個の間の炭素のエーテル構成成分を有しており、前記PG単位と前記エーテル構成成分の前記炭素の合計が20～60の間である、

b) 24時間にわたり、5%未満が皮膚の温度で蒸発するような、低揮発性を有する、

c) 約30またはそれ未満で液体である、および／または

d) ステアリルアルコールおよびブチルアルコールのポリプロピレングリコールエーテルからなる群から選択される、

項目6に記載の医薬組成物。

(項目 8)

アルキルPEG／PPGエーテルの相対量が、

a) 以下の群：少なくとも1%w/w、少なくとも2%w/w、少なくとも3%w/w、少なくとも4%w/w、少なくとも5%w/wから選択される、および／または

b) 最大濃度50%w/wである、または

c) 最大濃度80%w/wである、

項目6に記載の医薬組成物。

(項目 9)

前記脂肪族アルコールが、

a) 24時間にわたり、5%未満が皮膚の温度で蒸発するような、低揮発性を有する、

b) C<sub>12</sub>～<sub>22</sub>脂肪族アルコールである、および／または

c) 約30またはそれ未満で液体である、

項目6に記載の医薬組成物。

(項目 10)

前記脂肪族アルコールが、オレイルアルコール、イソステアリルアルコール、オクチルドデシルアルコールおよび2-ヘキシリデシルアルコールからなる群から選択される、項目9に記載の医薬組成物。

(項目 11)

低分子量アルコールをさらに含む、前記項目のいずれか一項に記載の医薬組成物。

(項目 12)

前記低分子量アルコールが、

i) 周囲温度において液体である、

ii) イソプロピルアルコールの揮発性レベルとほぼ同じ揮発性レベルを有する、および／または

iii) C<sub>2</sub>～<sub>6</sub>アルコールおよびその組合せからなる群から選択される、または

iv) C<sub>2</sub>～<sub>4</sub>アルコールおよびその組合せからなる群から選択される、

項目11に記載の医薬組成物。

(項目 13)

前記アルコールが、エチルアルコール、n-プロパノール、イソプロピルアルコールおよびそれらの組合せからなる群から選択される、項目12に記載の医薬組成物。

(項目 14)

局所用組成物中のカンナビノイドの濃度が、少なくとも2%w/w、少なくとも3%w/w、少なくとも4%w/w、少なくとも5%w/w、少なくとも6%w/w、少なくとも7%w/w、少なくとも8%w/w、少なくとも9%w/w、少なくとも10%w/w、少なくとも11%w/w、少なくとも12%w/w、少なくとも13%w/w、少なく

とも 1 4 % w / w、および少なくとも 1 5 % w / w からなる群から選択されることを特徴とする、前記項目のいずれか一項に記載の医薬組成物。

(項目 1 5 )

局所用組成物中のカンナビノイドの濃度が、少なくとも 2 0 % w / w、少なくとも 3 0 % w / w、少なくとも 4 0 % w / w、少なくとも 5 0 % w / w、少なくとも 6 0 % w / w、少なくとも 7 0 % w / w、少なくとも 8 0 % w / w、少なくとも 9 0 % w / w、少なくとも 9 5 % w / w、および少なくとも 9 9 % w / w からなる群から選択されることを特徴とする、前記項目のいずれか一項に記載の医薬組成物。

(項目 1 6 )

そのような処置を必要とする患者において、ざ瘡を処置または予防するための方法であって、前記項目のいずれか一項に記載の予防有効量または治療有効量の医薬組成物を局所投与するステップを含む、方法。

(項目 1 7 )

それを必要とする患者におけるざ瘡を予防または処置するための前記項目のいずれか一項に記載の医薬組成物の製造のためのカンナビノイドおよびシロキサンの使用。

(項目 1 8 )

ざ瘡の予防または処置のための、前記項目のいずれか一項に記載の医薬組成物の使用。